



現代イギリスの試験制度について(その1) : GCSE試験制度の成立過程を中心にして

楠井, 裕茂

(Citation)

研究論叢, 1:17-28

(Issue Date)

1993-10

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81008533>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81008533>



現代イギリスの試験制度について（その1）

—G C S E 試験制度の成立過程を中心にして—

楠井 裕茂

はじめに

一般的に学校の生徒に行われる試験が、教えられた内容に対して評価されるということがらであるとするなら、まず、教える内容がきまり、その次にそれに見合った評価方法がきめられるという段取りになるのが通常であろう。しかるに、イギリスにおける中等学校⁹カリキュラムと中等学校の修了的意味あい²をもつ16歳³での試験制度との関係は逆転していた。少なくとも第二次世界大戦中そう言われていた。戦後の中等学校制度と試験制度の構想を提起したノーウッド報告（『中等学校におけるカリキュラムと試験（Curriculum and Examinations in Secondary Schools, 1943年）』この報告を作成した委員会の委員長の名をとって、こう呼んでおく）によれば「現在、試験がカリキュラムを指図している（dictates）」と当時の問題状況を指摘していた。⁴これは、イギリスが「国家によるカリキュラム統制に強く抵抗してきた国」⁵といわれており、現在の日本における学習指導要領のように教科書検定の基準というような全国的基準が存在しなかったということや当時のイギリスの中等学校修了的意味を持つ試験によって得られる資格が大学入学や就職に有利なものであったことから、その試験のための学習を学校で行うことに陥りやすかったのである。また試験の出題内容（シラバス）の決定などの試験運営⁶が、大学とつながりの深い機関によって行われていたことで、中等学校のカリキュラム編成に中等学校教員とは別の機関の影響が大きかったのであった。このようにイギリスでは、試験が学校カリキュラムに大きく影響を及ぼしていた。

ところで、試験は、どんな能力をどんな方法ではかるかということを見無視しては行えない。

以上、試験のカリキュラムへの影響力と、試験方法と能力観とのつながりからすると、イギリスの中等学校においては、どんな能力をはかるかとしているかという試験制度の能力観が学校内部に影響を与える可能性がある。実際、1960年代後半以降、総合制中等学校⁷のカリキュラムは、少なくとも二本立ての試験制度⁸の影響を受けざるをえなかった。全国教員組合⁹（National Union of Teachers）によれば、General Certificate of Education（一般教育修了証書、以下GCEとする）Ordinary level（以下、Oレベルとする）試験¹⁰とCertificate of Secondary Education（中等教育修了証書、以下CSEとする）¹¹という二つの全国的¹²試験の存在により「CSE試験準備用課程（コース）を選択した後に、その生徒がアカデミックな学習にいつそう適していると示した場合、GCE・Oレベル試験の課程（コース）に変更することは不可能である」¹³と試験が中等学校カリキュラムに硬直的な作用を及ぼしていることが示されていた。また矢野氏の「コンプリヘンシブ・スクールの発展と教育課程の変容」においても二本立て試験が総合制中等学校のカリキュラムに影響を及ぼしていることが示されている。多くの総合制中等学校では、第4学年以降試験準備用GCE試験課程やCSE試験課程を設けていたのである。¹⁴ここでは、「アカデミックな学習」などに示されるように試験制度の

能力観が学校内部のカリキュラムに影響を与えていることが指摘できる。

ところで、この二本立て試験制度は、1970年辺りからの議論を経て、1988年から一本化された試験制度として発足した。そこでの一本化によって、学校に対して影響を及ぼしてきた旧来¹⁵⁾の試験制度の能力観は、一本化されたGeneral Certificate of Secondary Education（中等教育一般修了証書、以下GCSEとする）試験において変わったのかどうかは興味深いことである。

そこで、GCSE試験制度を検討することにした。ただし、ここでは、総合制中等学校のカリキュラムに現われる能力観を主要な対象とはしない。また、GCSE試験制度の能力観による影響力を具体的に検討することにも主眼がおかれていない。

このような限定のもとでGCSE試験の能力観、そしてその能力観を規定した要因を成立過程を通して明らかにすることにした。そして、試験制度の能力観を最も反映するものとして、試験方法（評価方法）を中心的に検討することにした。これは試験科目よりは試験方法に、より顕著に能力観が現われているからであった。

以上のことから、ここでは次のような課題を具体的に設定した。

旧来のCSE試験制度の能力観はいかなるものであったか。その能力観はGCSE試験制度において克服されたか。克服されたとしたら、その克服に大きな影響力のあった要因は何であったか。

(1)においては、GCSE試験の特徴と比較することで、CSE試験の特徴を捉えた。そしてその特徴となっている試験方法にみられる能力観の特徴を指摘するものである。これは(2)におけるGCSE試験の能力観との相違を検討する前提となる。なおCSE試験を中心に捉えたのは、GCSEにおいてCSEと類似の性格をも有しているからであった。(2)においては、GCSE試験の試験方法の示す能力観に着目した。これは、(1)との違いを明らかにするためのものである。(3)においては、(1)と(2)の違いを生じせしめた背景を探るものである。学校関係者や産業界、大学関係者の試験制度改革をめぐる見解を検討した。

この研究の意義は、先行研究の中では次のように位置づくであろう。(1)に関して。CSE試験についての先行研究である「イギリス中等学校における資格試験制度」において細金氏はCSE試験実施による意義を、試験のシラバス編成に中等学校教員が大きく関与する点などを捉えて、「生徒の実状に即した」¹⁶⁾教育課程づくりへの可能性があると評価した。その中で細金氏は、CSE試験の成立経過について述べられるが、モダンスクールの生徒向けの専門職団体の試験が多数存在したという背景などを取り上げるのみで、なぜGCSE試験を多くのモダンスクールの生徒も受験できるようなものとするかで解決をはかろうとしなかったのかなど、CSE試験を設立する積極的理由については言及されていない。このような研究動向に対して、CSE試験が対象とした受験者における能力観を検討することは、なぜわざわざ新しい試験制度を設立させたのかについての一定の問題提起となりうると思う。

(2)に関して。GCSE試験についての先行研究である「イギリスの16歳試験制度改革」において山村氏は「総合制中等教育の実現」という観点からGCSE試験への改革の否定的側面を強調していた。形として試験制度は一本化されたが、その制度内部に依然として、「総合制中等学校内にグラマースクールのコース設定が促進される可能性」がある¹⁷⁾など、五点の問題をあげていた。それらの問題が生じる可能性は否定できない。しかし、その問題は中等学校内部での問題を主とし、それについての資料収集を行えなかったのが、ここでは実際にそのような問題が起こっているかどうかについて取り上げることができない。そこで、GCSE試験制度の否定的側面に対して、私は山村氏が詳細にはとりあげていなかった試験方法を中心に検討することで、GCSE試験制度の積極的な意義ある

面を問題提起することにした。またGCSE試験に関する先行研究には、岩橋氏の「イギリスにおけるベーカー教育改革法のねらいとGCSE試験制度について」がある。ここではGCSE試験の積極的意義として、GCSEは「個人の能力・適性に応じて履修できるアカデミックとプラクティカルとのバランスのとれたカリキュラムの開発、それにふさわしい評価基準・方法の創造」¹⁹⁾という試みの今日時点での歴史的結果であるとする。しかし、その歴史的結果の内容については、具体的にふれられていない。これに対して、解答を提示することまでとはいかないにしても、私が試験方法にみられる能力観を提起することは意味のあることのように考える。

(3)に関しては、1970年代以降の試験制度論議と産業界の要求や大学側の要求とのつながりを検討しようという試みである。このような資料からの背景の分析は、上のGCSE試験に関する二つの先行研究ではなされていない。

以上の(1)(2)(3)をそれぞれ第一章、第二章、第三章として取り上げることにしよう。

第一章 GCSE試験制度の理念と二本立て試験制度の問題

1. GCSE試験制度の特徴と能力観

ここではGCSE試験と比較しながらGCSE試験の特徴を整理する。そしてそのGCSE試験の特徴にみられる能力観を検討することにする。

(1)二本立て試験制度の特徴

イギリス²⁰⁾で16歳時²¹⁾における全国的に実施されてきた旧来の試験制度は二本立てとなっていた。そのそれぞれの特徴を対象や試験方法、評価主体などの点から押さえておこう。

一つはGCSE・Oレベル試験と呼ばれるもの、もう一つはCSE試験と呼ばれるものであった。第二次世界大戦中からの改革案を経て、1951年度から始められた全国的な試験がGCSE試験である。また遅れて、1965年から始められた全国的試験がCSE試験である。

GCSE試験においては同一年齢層の上位20%を念頭においた試験水準としてなされていた。1951年当時の実態としては、グラマースクールの生徒が主な対象であった。

受験年齢が16歳以上²²⁾とされており、多くのモダンスクールの生徒が排除されたことからそうであった。当時の義務教育年齢は15歳とされており、モダンスクールでは法律上の義務教育年齢であった15歳までしか教えていなかったのである。

それに対してCSE試験の対象とする能力の範囲については、概ね16歳年齢層の内の上位20%から60%までの能力の者とされた。

このように、試験が念頭におく能力範囲の違いが、いかに試験制度の内容に関わるかに留意しながら、二本立て試験制度の特徴を押さえておこう。

付与される資格

試験に合格した場合、生徒が受験した、各地域にあるGCSE試験委員会²³⁾より合格した各科目について証書が授与される。「合格」によって得た証書のメリットは、大学入学資格要件や専門職就職要件となることにあった。大学入学資格要件については、Oレベル試験の「合格」はAレベル試験(1

8歳で受験する、16歳時試験より「専門的」な試験)の「合格」と合わせて、大学入学資格要件となっていた。各大学によって資格要件における科目は異なるが、一般的には、AレベルとOレベル合わせて五科目合格し、そのうち二科目はAレベルの合格とされていた。²⁹⁾専門職就職要件については、例えば1950年時での法律協会(The Law Society)が指定した資格要件では、五科目におけるOレベルでの「合格」または二科目のAレベルの「合格」と一科目のOレベルの「合格」とされた。この要件のうち前者について、五科目のうち三科目は英語学または英語、英文学のうちの二科目とラテン語、イギリスの歴史を含むこととされていた。また後者については、英語学または英語、英文学のうちの二科目とラテン語を含むこととされていた。³⁰⁾

なお、この試験結果の表示の仕方については、1975年度からグレイド制が導入されることになった。従来、「合格」はグレイドの上位からA、B、Cとされ、それ以下の水準に対してはグレイドDとEが存在した。その下は何のグレイドも認定されなかった。この変革の後も旧来の「合格」と同等の水準とされるグレイドA、B、Cが大学入学資格とされたり、専門職就職資格とされることには変わりがなかった。

これに対して、CSE試験の場合、試験結果の表示の仕方は、発足当初から合格・不合格という概念は採用されず、結果は最上位のグレイド1から最下位のグレイド5までの五つのグレイドと、「グレイドなし」とで示された。グレイド4は、16歳生徒の中での平均的能力の水準であるとされた。GCE試験のグレイドの水準との関わりでいえば、CSE試験のグレイド1は、GCE試験Oレベルにおける上位のグレイドAからCまでとほぼ同水準であるとされていた。³¹⁾そして1973年時には、CSEのグレイド1の成績については、すべての大学ではないが大学入学資格要件としていたし、専門職、継続教育³²⁾にあたってグレイド1が要件とされることが多かった。一般の雇用に際しても、数学と英語のグレイド1が要件とされることが多かった。³³⁾

こうして資格を得る要件として、科目名や成績の水準が大学側や雇用者から示されていたのであった。そして、成績の水準において、CSE試験のグレイド1などGCE試験Oレベル上位のグレイドと同水準の成績が重視されたのであった。

試験科目

GCE試験(Aレベルの科目も含めて)の科目は次のようであった。各地域のGCE試験委員会が準備する総試験科目数は、約175種類で、英語、英文学、地理、ラテン語、ギリシャ語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、ロシア語、イタリア語などの語学関係の科目、数学、応用数学、物理、化学、植物学、地学などの理数関係の科目、その他音楽、木工、金工、被服、食物、家政、製図、簿記、航法などの科目もあった。³⁴⁾

CSE試験の科目をGCE試験の場合と比べてみると、科目名をみる限りではグラマースクールという名称のもととなったラテン語など古典語が排除されているわけではなかった。次のような差異があるのみであった。

「政府と市民権(Government and citizenship)」,「実務研究(Business Studies)」,「タイプライティング」,「速記(Shorthand)」などはCSE試験のみに含まれていた。また逆にGCEに存在するがCSEでは軽視されていたのは、現代語である。現代語の中でポルトガル語、スウェーデン語、ギリシャ語などを採用する試験委員会はゼロで、フランス語のみが採用されていた。³⁵⁾「タイプライティング」など実際の科目がCSEに多いのは、後に述べるように、GCE試験受験レベルより下の能力の生徒は実際の学習が望ましいと考えられたことと関係しているのかもしれない。他方現代語が

軽視されているのは、学力差が大きく存在する科目³⁰⁾といわれていることから、CSE試験受験レベルの能力の生徒には望ましくないと考えられていたのかもしれない。

試験方法

GCE試験の形式は「外国語などは口述試験，技術関係の試験では実技試験も併用される」が，筆記試験が中心であった。その「筆記試験では論文体が多く」，数問の中から一問選択というようなものが多かった。³¹⁾

このようにGCE試験では筆記試験が中心であったのに対して，CSE試験では日常における特定の課題への取り組み等の評価が積極的にとり入れられることとなった。これは，「コースワーク（course work）」とよばれ，CSE試験導入に際しての教師や試験官への指針とされた文書では，「製図やその他の筆記試験でないものや実際の学習からなる」³²⁾ものとされた。この評価の意義は，その学期末試験一つで評価のすべてがなされるということに対して，圧迫感を感じる生徒を解放すること，試験会場という不自然な環境で製作された作品を評価するというようなことを排除するところにあった。³³⁾

このようなコースワークの中でも，その時々の評価を積み重ねて，最終的な評価に結びつける評価はさらに，継続的評価（continuous assessment）とよばれている。この意義は，生徒の必要に合わせることができる，生徒の学習への継続的な動機づけとなることであった。³⁴⁾

試験方法に関しては，生徒の必要に合わせることでできるコースワークを採用しているかどうか，CSE試験とGCE試験との相違である。

試験運営主体

GCE試験を運営する試験委員会は全国に8ある。³⁵⁾CSE試験委員会の場合は全国に14あり，³⁶⁾各担当地域の学校などに試験を提供する。GCE試験委員会の理事会（最終意思決定機関）では，「大学関係者」が過半数を占めて発言権が大きかったのに対して，CSE試験委員会の場合は，中等学校教員が過半数を占めるなど，教員の主導で運営されるものであった。³⁷⁾

CSEにおける，このような「中等学校教員の主導」による運営の導入は，「学校での学習の創意工夫を反映し，逆に学校を抑制することのない」ためであった。また，「教授内容や教授方法においてたえず，個々の子どもの必要と社会の必要（中略）を結びつけることが求められている（傍点は引用者による）」ためとされていた。³⁸⁾

その結果「学校は生徒の必要に合った，どんな試験を採用するかという決定において，かなりの選択の自由が与えられ」と考えられていたのであった。³⁹⁾

この他，GCE試験の場合シラバスの作成などは試験委員会に任されているものが多かったのに対し，CSE試験の場合は，シラバスや試験を学校（または数校の学校）が作成し，学校が試験を行い，評価するという方式が用いられた。これはモード3とよばれ，グレイドの認定のみが，試験委員会に任されるという学校主体の試験方式である。この意義として「試験委員会作成のシラバスによる場合より，生徒の要求に適切な教授目標や内容を具体化できる」，「新しいカリキュラム開発の契機となる」と言われている。⁴⁰⁾これは，上記の試験委員会における教員の主導の場合と同じく，学校の生徒の必要に合わせることが容易であるという意義を見いだしている点で共通している。⁴¹⁾

以上，二本立て試験制度の特徴の検討から，能力範囲上位20%から60%までを対象とするCS

E試験では、GCE試験の場合より中等学校生徒の「必要」にみあうことを重視した試験運営や試験方法をとっていることがわかる。この違いの背景を、CSE試験成立に導いた報告をてがかりに、次に検討しよう。

(2) CSE試験の能力観

CSE試験設置の理由

1950年代に入って、当時の義務教育年限である15歳を越えて学校に残った生徒に対してGCE試験用の課程（コース）を設けるモダンスクールが増加した。しかし、これについては「GCEはグラマースクールにおいて学術的な能力がある同一年齢層の上位65%をねらいとしており、他の中等学校の大多数に対しては不適切なものであったので、GCEコースはモダンスクールとテクニカルスクールの生徒の少数の要求に合致するのみで」⁴⁰あり、モダンスクールの生徒全体として全国的試験に参入するにはきびしいものがあつた。

これに対し、通達（Circular 289 Examinations in Secondary Schools）は、中央教育行政当局の教育大臣（Ministry of Education）の迷いを示している。1954年に357のモダンスクールから少なくとも5千5百人がGCE試験を受験したという事実に対して、教育大臣は「モダンスクールの校長が、困難な条件のもとで、よくできる生徒(able pupils)に対して学校に（離学年齢である15歳をこえて――引用者による）とどまるように促していることを歓迎する」⁴¹とはしながらも、モダンスクールの生徒の受験者が増加していることに対して、「GCE試験の水準を下げるべきか、（中略）新試験の導入を決断すべか」⁴²と明確な方針を打ち出せないでいた。

そこで、当時全国的試験の調整役とされたSecondary School Examinations Council（以下、中等学校試験審議会とする）⁴³は、その内部に設置した委員会に対し1958年にGCE以外の中等学校試験についての問題を討議するよう諮問した。Mr.Beloを委員長とする、その委員会は1960年に新試験に関する提言を含むレポートを中等学校試験審議会議長Lockwoodに提出した。さらにそれは、中等学校試験審議会議長を経て教育大臣に手渡された。

こうしてCSE試験設立への道が開かれていくわけであるが、なぜGCE試験と別の試験制度を設置する必要があつたのかについて検討しておこう。

この報告の中で、なぜGCE試験を多くのモダンスクールの生徒も受験できるようなものとするかで解決をはかろうとしなかったのか、という点については概ね次のような趣旨であつた。

まず、GCE試験・Oレベルで一科目合格できるかどうかという程度の能力の者（以下、GCE試験合格レベルより下の能力の者と呼んでおく）には、GCE試験は不適切な試験であるとした上で、次のようにいう。

GCE試験合格レベルより下の能力の生徒の必要にあう試験の実施は、中等学校教員の主導によって可能となるが、この運営方法をGCE試験委員会は認めないであろう。

「生徒の必要に合」わせるためには、GCE試験の運営の仕方では実現不可能であるというものがある。こうして、生徒の必要に合わせるためには、新試験を設置することがより有効であるというようになった。⁴⁴

CSE試験の能力観

ところで、この理由づけにおける、GCE試験合格レベルより下の能力の生徒に対しては「必要に

みあった」試験が望ましいという考えには、それらの生徒に实际的、具体的な学習内容が適しているという思想がある。

例えば、その同じ文書では「生徒の興味や生徒の必要に合った試験」であるためには、CSE試験は「実際の学習のために提供されるべきである」という。⁴⁷⁾ここでの「実際の学習のため」の試験の意味する内容については、受験者自身の経験に密着した試験ということのようである。例えば、「英語」での継続的に行われる筆記学習においては、「生徒が経験や興味について書くこと」が許されるべきで、「本人に深く関わりのないもの(中略)が課題とされるべきでない」という。⁴⁸⁾また「手工芸(Handicraft)」でも、「生徒の実際の経験にシラバスは枠づけられることが好ましい」という。⁴⁹⁾

こうしてCSEの特徴である「生徒の必要に合った試験」とは、生徒の経験や興味と深い関わりのあるもの、いわば具体性のあるものについての試験ということである。

このように、GCE試験受験可能な水準より下の生徒には、实际的・具体的な学習内容が適しているのだ、という思想があるのであった。ところで、この思想は戦後の三分類の学校制度(グラマー、モダン、テクニカルなどの学校類型をさす)を規定することになった思想と類似している。その思想は、1943年のノーウッド報告におけるモダンスクールの生徒に対応する能力観に現われていた。モダンスクールの生徒の能力の規定を見る前に、それと対照的なグラマースクールの生徒の能力の規定を見ておこう。彼らは「学習それ自身に関心がある、主旨を理解できる、関連ある理論のうちの断片を理解できる、原因に興味がある、(中略)思想を表現した言葉や正確な論証、原理を証明する実験に対して関心がある」生徒であるという。それに対して、モダンスクールの生徒に対応するものとして「理論よりも具体的な事柄を扱うことが容易である、今現在の事柄に関心がある、過去についてや原因についてや時代の動きなど時間をかけて行なう究明に対してはほとんど魅力を感じない(傍点は引用者による)」生徒であり、そのような生徒へのテストとしては「必然的に実際のものとなる」とされている。⁵⁰⁾

これは「存在する個人個人に対応するほどの多くのカリキュラムが用意されなければならないとしても、実現することは不可能である。ゆえに、学校組織やクラスでの教授において、個人個人が、大ざっぱにグループ分けするのを妥当とする共通の能力や関心をもっていると仮定されなければならない」と実現可能性の観点から能力の類型化の必要性が論ぜられる。また、このグループ分けを正当化する根拠として、ヨーロッパ各国での経験的蓄積があげられる。「とにかく、この国やフランス、ドイツなど実にほとんどのヨーロッパの国々で中等教育の発展の中で蓄積されてきた経験からじょじょに形づくられてきたものなのであった。」さらには、「大ざっぱなグループ分けが実際一般的な教育の経験の中で確立されてきた。」⁵¹⁾と経験から得られた知見であった。

こうして生徒の「必要に」あわせることを重視するというCSE試験の特徴は、戦後初期の学校類型を規定した、能力類型の思想を継承したものであることがわかった。生徒の要求に見合えるような試験方法で試験することが、コースワークにおいて動機づけとなると言われているように、意味のあるものであることは否定できない。しかし、人間の能力の質を「GCE試験受験可能な水準より下の生徒は、具体的な学習内容が適している」というようにあらかじめ確定されたものとして、しかも「経験的な根拠」にもとづいて、みることは本当に妥当なのだろうか。

新しく一本化された試験制度も、このような能力観を継承しているのだろうか。このことを第二章で検討することにする。その前に、二本立て試験制度の何が問題とされたのかについて第二節で整理しておこう。

(くすい ひろしげ)

〔註〕

- 1) イギリスにおける「中等教育」とは11歳から18歳までの教育を含むが、本論文では11歳から16歳までをさして「中等学校」と呼ぶ。
- 2) この当時の16歳試験はSchool Certificate試験と呼ばれていた。この試験がなぜ、16歳に行われるようになったかに焦点を絞った研究は存在しないが、1904年「中等学校規則(Regulations for Secondary Schools)」において「中等学校」を、少なくとも16歳またはそれ以上の年齢までの者が教育を受ける学校としていたことは一つの要因であろう。山村滋「スクール・サーティフィケートにおける中等教育「修了」の意味」『京都大学教育学部紀要』第34号昭和63年,p.232参照。
- 3) 日本の学校のように「卒業」という概念が存在しない中、16歳での試験が「修了的意味」をもつとされている。山村滋「イギリスの16歳試験制度改革」『教育行財政研究』関西教育行政学会紀要第13号,昭和61年,p.128参照。
- 4) Board of Education, *Curriculum and Examinations in Secondary Schools Report of the Committee of the Secondary School Examinations Council*, Her Majesty's Stationary Office, 1943, p.31. なお、Her Majesty's Stationary Officeを以下HMSOとする。
- 5) University of Cambridge Local Examinations Syndicate, *School Examinations and Their Function*, 1976 December, p.1. ただし、1904年の「中等学校規則(Regulations for Secondary Schools)」には、少なくとも履修すべき教科目などが示されていた。しかし、中等教育「修了」の条件まで細かく規定していたわけではないとされる(山村滋「スクール・サーティフィケートにおける中等教育「修了」の意味」『京都大学教育学部紀要第34号』昭和63年3月,p.233参照)。なお、イギリスにおける戦後の国家とカリキュラムとの関わり、試験とカリキュラムとの関わりについては、大田 堯「教師の自由とその条件」(教育科学研究会編『教育』国土社, 1974年5, 10, 11月)に記されている。
- 6) シラバス(試験出題内容)の編成や試験ペーパーの作成、採点、グレードの認定などの内容をさす。
- 7) それまで、グラマー(grammar)スクールやモダン(modern)スクールに、11歳における試験結果により振り分けてきたことをやめ、地域の学校に様々な能力の子どもが通うために設立された中等学校(榊達雄「イギリスにおける学区制の問題」『教育と医学』第26巻, 9号, 1978年, p.20参照)。グラマースクールとモダンスクールとは、1960年代まで主要であった学校類型。16歳の子どもにおけるその大部分はモダンスクールに通っていた。生徒の出身階級との関連からすれば、モダンスクールの生徒は、主に「労働者階級」出身であり、低い地位の労働に就職してゆくものとされていた。それゆえ、グラマースクールより地位の低いものとして考えられていた。それに対して、グラマースクールの生徒は、主に「上流・中産階級」出身であった(P.W.Musgrave, *Society and Education in England since 1800*, 1968, Methuen and Co Ltd, pp.112-114参照)。ここにいう「上流・中流階級」について、当時の説明を探索なかったので、19世紀の説明を参考に示しておこう。「中流階級」とは「商工業者、金融業者、借地農、各種プロフェッション」をいう。村岡健次「繁栄の時代」村岡健次他編『世界歴史大系イギリス史3-近現代-』山川出版社, 1991, p.72。「上流階級」については地主階級の貴族・ジェントリとジェントルマン・プロフェッションからなるとされている。まず、ジェントリは千エーカー(1エーカーは0.405ヘクタール)の土地をもち、貴族といわれた人は一万エーカー以上の土地所有がふつうであったといわれている。彼らはイングランドとウェールズのうちの半分の土地を所有していた。またジェ

ントルマン・プロフェッションには、法廷弁護士、陸海軍士官、高級官吏、国教会聖職者、内科医、オックスフォード・ケンブリッジの教授などが入っていた(同前pp.123-125参照)。

その他、もう少し、具体的な各類型の性格が、生徒の能力傾向の観点から『中等学校におけるカリキュラムと試験』に示されている。これは、当時、地域の学校類型設定の指針となった。グラマースクールは「学習それ自身に関心がある、主旨を理解できる、関連ある理論のうちの断片を理解できる、原因に興味がある、(中略)思想を表現した言葉や正確な論証、原理を証明する実験に対して関心がある」生徒のための学校であり、モダンスクールは「理論よりも具体的な事柄を扱うことが容易である、今現在の事柄に関心がある、過去についてや原因についてや時代の動きなど時間をかけて行なう究明に対してはほとんど魅力を感じない」生徒のためのものとされていた(Board of Education, op.cit., pp.2-3)。その他、佐野正彦「戦後イギリスにおける中等教育改革の検討」『京都大学教育学部紀要』第32号, 1986年, 望田研吾「イギリスの中等教育における伝統と変動」『島根大学教育学部紀要(教育科学)』第11巻, 昭和52年参照。

- 8) 後述のGCEとCSE試験制度を合わせて、こう呼ぶことにする。
- 9) イギリスにおける最大の組合員数の教員組合である。
- 10) 16歳のすべての子どものうち能力範囲上位20%程度(the top 20% of the whole ability range)までをおおむね対象とした全国的な試験。Department of Education and Science, *School Examinations part II*, HMSO, 1978, p.2参照。ちなみに「対象とした」とは、その程度の試験水準であるということである。
- 11) 16歳のすべての子どものうち能力範囲上位20%から60%程度(the next 40% of the whole ability range)までを対象とした全国的な試験。Department of Education and Science, *School Examinations part II*, HMSO, 1978, p.2参照。
- 12) ここにいう「全国的」とは試験によって得られる資格が全国的に通用するものであることをさしている。
- 13) National Union of Teachers, *A Certificate of General Secondary Education A policy statement by the National Union of Teachers on a school examination to replace GCE O'level and CSE*, 1970, p.2. またここにいう「アカデミック」の内容は明らかにできなかったが、本論文では、注釈4)におけるグラマースクールの生徒に適する内容として理解しておく。なお、これ以降National Union of Teachersについては以下、NUTと略する。
- 14) 矢野裕俊「コンプリヘンシブ・スクールの発展と教育課程の変容」『大阪市立大文学部教育学論集(7)』, 1981年, pp.24-25に示されている。
- 15) 二本立て試験制度のことを「旧来」と付して、GCSE試験と区別することがある。
- 16) 細金恒男「イギリス中等学校における資格試験制度」『フィロソフィア』70号, 1982, p.282.
- 17) 山村滋「イギリスの16歳試験制度改革」『教育行財政研究』関西教育行政学会紀要第13号, 昭和61年, p.132. また、この研究においてはGCSE試験実施以前になされたものであるので「可能性」とあるという表現となっている。
- 18) 岩橋法雄「イギリスにおけるベーカー教育改革法のねらいとGCSE試験制度について」九州教育学会紀要第16巻, 1988年, p.132.
- 19) ここで扱う全国的試験制度は、主要にはイングランドとウェールズにまたがるものなので、その地域に限定して「イギリス」と呼んでいる。
- 20) 主に16歳に達した生徒のための試験であったので、こう呼ぶことにする。

- 21) 1951年当時、「受験を申し込む年の9月1日までに16歳の年齢に達している者のみ試験を受験できることに決められ」ていた。Bruce, G., *Secondary School Examinations*, Pergamon Press, 1969, p.7. Ministry of Education, *Circular 168 Examinations in Secondary Schools (The Report of the Secondary Schools)*, HMSO, 1948, pp.2-3参照。
- 22) GCE試験委員会は全国に8ある。その内部機構については以下に詳しい。山村滋「イギリスの普通教育修了証書試験における教員関与」『教育行財政論叢』11号, 荒木廣「イギリス教育経営における試験制度の意義」『日本教育経営学会紀要』23号, 1981年。これらによれば, GCE試験委員会における意思決定機関である理事会においては大学の教員が過半数を占めている。これから, GCE試験委員会は基本的に大学の教員の影響下にあるといえよう。
- 23) 大学入学資格の内容については, 荒木廣「イギリスにおける大学入学者選抜制度」聖心女子大学論叢, 第63集, 昭和59年や竹内洋「イギリスの学外試験と大学入学者選抜」『京都大学教育学部紀要』第38号, 1992年に詳しい。
- 24) Ministry of Education, *Circular 227 Profesional Bodies' requirements in terms of the General Certificate of Education*, HMSO, 1950, p.2参照。これには, 前述のような専門職団体が20以上記載されている。
- 25) Secondary School Examinations Council, *Examinations Bulletin No.1; The Certificate of Secondary Education: some suggestions for teachers and examiners*, HMSO, 1963, p.9参照。
- 26) 継続教育とは, 大学とは別の学校教育の後の教育のことで, 職業教育に起源をもつものが多い。
- 27) しかし, グレイド1以下の成績が無視されていたわけでもなかった。「多くの定時制(中略)の技術者コースや手工芸コースをもつ継続教育機関の入学要件として受け入れられていた。また雇用者間で全国的に容認されつつあった」と, 要件として容認する向きもあったが, 大勢としてはGCEと同様な水準とされたグレイド1だけが重視されていた。Schools Council, *GCE and CSE a guide to secondary-school examinations for teachers, pupils, parents and employers*, Evans/Methuen Educational, 1973, pp.10-13.
- 28) 小澤周三「イギリスの入試制度」『教育学研究』第42巻, 第4号, 1975年, p.34参照。
- 29) Bloomfield, B.A. and Dobby, J.L. and Kendall, L., *Schools Council Research Studies Ability and Examination at 16+*, Macmillan Education, 1979, p.82-111を参照。
- 30) Department of Education and Science, *Schools Examinations*, HMSO, 1978, p.9.
- 31) 小澤周三前掲参照。
- 32) Secondary School Examinations Council, *Examinations Bulletin*, op.cit., p.21.
- 33) ibid., p.22. Bruce, G., *Secondary School Examinations*, Pergamon Press, 1969, p.50. P.W. Musgrave, *Society and Education in England since 1800*, 1968, Methuen and Co Ltd, p.114参照。
- 34) Hoste, R., and Bloomfield, B., *Continuous assessment in the CSE: opinion and practice* (Schools Examinations Bulletin 31), Evans/Methuen Educational, 1975, pp.50-51, p.82.
- 35) GCE試験委員会は以下の通りである。
- ・ Associated Examining Board
 - ・ Joint Matriculation Board
 - ・ Oxford and Cambridge Schools Examination Board
 - ・ Oxford Delegacy of Local Examinations

- ・ Southen Universities Joint Board for School Examinations
- ・ University of Cambridge Local Examinations Syndicate
- ・ University of London, University Entrance and School Examinations Council
- ・ Welsh Joint Education Committee

36) C S E 試験委員会は以下の通りである。

- ・ Associated Lancashire Schools Examining Board
- ・ East Midland Regional Examinations Board
- ・ Metropolitan Regional Examinations Board
- ・ Middlesex Regional Examining Board
- ・ North Regional Examinations Board
- ・ North Western Secondary School Examinations Board
- ・ South Regional Examinations Board
- ・ South-east Regional Examinations Board
- ・ South Western Examinations Board
- ・ Welsh Joint Education Committee
- ・ West Midlands Examinations Board
- ・ West Yorkshire and Lindsey Regional Examining Board
- ・ Yorkshire Regional Examining Board

37) C S E 試験委員会のメンバー構成については、以下に詳しい。荒木廣「イギリス教育経営における試験制度の意義」『日本教育経営学会紀要』23号, 1981年。このような教員主導の運営の意義については、細金恒男「イギリス中等学校における資格試験制度」『フィロソフィア』70号, 1982に詳しい。その他に荒木廣「イギリス教育経営における試験制度の意義」『日本教育経営学会紀要』23号, 1981年を参照した。

38) Secondary School Examinations Council, op.cit., p.3.

39) ibid., pp.4-5.

40) Torrance, H., *Mode 3 Examining: Six Case Studies*, Longman for Schools Council, 1982, pp.64-65.

41) その他の試験方式として。「モード1」とは、シラバスと試験の作成、評価、グレイドの認定すべてが、試験委員会によって行われるもの。「モード2」とは、シラバスと試験は学校または数校の学校）が作成し、評価とグレイド認定において試験委員会が関与するもの。ただし、モード2やモード3において学校がシラバスを作成する場合、無原則に自由なのではなく、試験委員会に提出し、承認されなければならないことになっている。

42) Bruce, G., *Secondary School Examinations*, Pergamon Press, 1969, p.43. なお, 「テクニカルスクール」とは戦後初期に想定されていた三つの学校類型のうちの一つであり, 「応用科学, 応用芸術の分野に関心をもち, 能力を発揮する生徒」のための学校 (Board of Education, *Curriculum and Examinations in Secondary Schools Report of the Committee of the Secondary School Examinations Council*, HMSO, 1943, p.3参照)。しかし, 実際にはほとんど設置されなかった。

43) Ministry of Education, *Circular 289 Examinations in Secondary Schools*, 1955, p.1.

44) ibid., p.5.

45) 各試験委員会の試験水準などの調整のために1917年から設置されている。1936年以降, 委員の構成は教育大臣が5人任命する他, 教師の代表が11人, 地方教育当局の代表が8人, 大

学の代表が7人の計31人からなっていた。

46)Ministry of Education,*Secondary School Examinations other than The GCE: Report of a Committee Appointed by the Secondary School Examinations Council*,HMSO,1960,p.30よりまとめた。

47)ibid.,p.31,pp.33-34.

48)ibid.,p.64.

49)ibid.,p.65.

50)Board of Education,,op.cit.,pp.2-3.

51)ibid.,p.2.